回覧

令和８年 10 月１日

双葉ヶ丘区の皆様

諏訪市国道バイパス推進室

地籍調査事業の実施に関する説明会の開催について（お知らせ）

日頃より国道 20 号諏訪バイパスの整備促進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、諏訪市では今年度から国道 20 号諏訪バイパスの早期工事着手のため地籍調査事業を実施することになりましたので、実施内容に関する説明会を開催いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、下記内容をご確認のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

１　開催日時・会場（①②どちらかご都合の良い日にお越しください）

①令和８年 10 月 19 日（月）午後７時より　諏訪市役所５階大会議室

※双葉ヶ丘区民、金山区民、市内外在住地権者向け説明会

②令和８年 10 月 20 日（火）午後７時より　双葉ヶ丘区公民館

※双葉ヶ丘区民向け説明会

２　内　容

地籍調査事業の実施内容について

※地籍調査の詳細は裏面をご覧ください。

３　問合せ先

＜現地立ち入り・測量作業に関すること＞

株式会社 日研コンサル 測量情報部

部長:伊藤 主任技師:増田 TEL:0263-26-6470

＜地籍調査に関すること＞

諏訪市 建設水道部 国道バイパス推進室

室長:山本 次長:武居 主査:増田（担当） TEL:0266-52-4141（内線 272、274）

国道20号諏訪バイパス早期工事着手のため

地籍調査事業が始まります



令和8年度から「諏訪市地籍調査事業基本計画」に基づき、地籍調査を実施します。土地の境界や面積を明確にし、将来にわたって安心して土地を利用できるようにするための重要な調査です。

地籍調査とは

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、所有者や地番、地目を調査するとともに、境界の位置や面積を測量し、土地の実態を正確に把握する調査です。

※「一筆」：土地を区分した単位のこと。

地籍調査の必要性

■現状の課題

法務局に備え付けられている「公図」や「土地登記簿」は、明治初期に作られたものが多く、現在の土地の形や面積と一致していない場合があります。

■地籍調査の役割

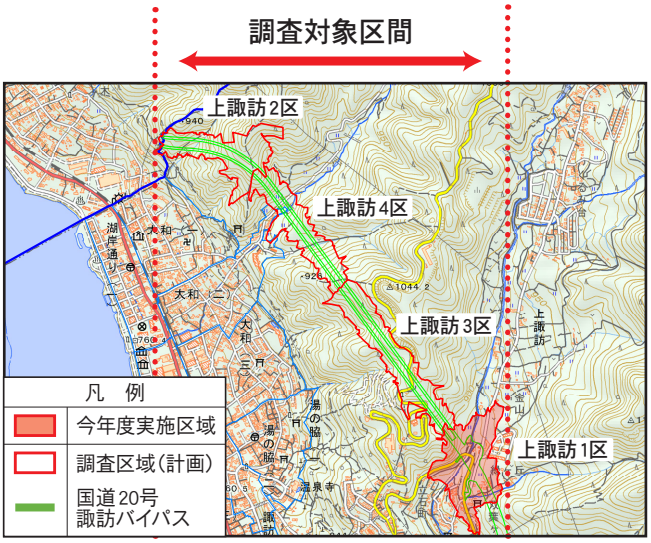
そのため、地籍調査により土地の境界や面積を正確に確認し、実際の状況に合った地図や地積へと更新します。

■事業への効果

また、国道20号諏訪バイパスの整備に伴い、今後、用地測量や用地取得が予定されています。事前に地籍調査を行うことで、用地取得や補償を円滑に進め、工事着手までの期間短縮につなげます。

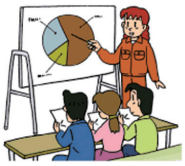
調査実施エリアと期間

- **実施期間**　今年度から開始し対象地区ごとに3～4年程度
- **対象範囲**　諏訪バイパス事業化区間（上諏訪～下諏訪境）沿線および隣接地の約0.3平方キロメートル
- **その他**　調査への立会いやご協力をお願いする際は、事前に案内します。



■地籍調査の流れ

① 説明会の開催



地籍調査を実施する地域のみなさんに調査の内容や必要性、日程、作業方法などについて説明します。

② 土地の境界確認



土地所有者など立会いのもと登記所の公図などを基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認します。あわせて、所有者・地番・地目（利用状況）も調査します。

③ 境界の測量



確認した境界をもとに、各筆の土地の測量を行います。測量結果から正確な地図（地籍図）を作成し、面積を算出します。

④ 地籍簿の作成



一筆地調査および測量結果をまとめ、地籍簿を作成します。

⑤ 調査結果の閲覧



作成された地籍図・地籍簿を住民のみなさんに閲覧いただき、内容確認します。誤りがある場合は申し出ることができ、必要に応じて修正します。確認された内容が、最終的な調査成果となります。

⑥ 法務局への送付



地籍調査の成果（地籍図・地籍簿）を法務局に送付し、正式な地図として備え付けられます。

地籍調査Webサイト」（国土交通省）（https://www.chiseki.go.jp/about/flow/index.html）を加工して使用

お問い合わせ：国道バイパス推進室（内線281、274）